

全国石油協会「信用保証制度」のご案内

期 間 限 定

小口運転資金・小口設備資金の 保証料率を引下げます!

2023年7月3日から2024年6月28日までの保証承諾分

保証料率の特例及び保証料率の引下げ(新規保証分)

1. 小口運転資金(対象資金 3)・小口設備資金(対象資金 3・4)の保証料率は、**年0.2%**です。
2. **2023年7月3日から2024年6月28日までの保証承諾分**
小口運転資金・小口設備資金の保証料率が**年0.4%**となります。(上記 1を除く)
但し、既存セーフティネット資金から小口運転資金への更新(乗り換え)は取扱いできません。

連帯保証人

1. 保証の種類を問わず、法人企業は原則として、代表者の連帯保証が必要となります。
但し、全国石油協会所定の基準を満たす場合には、無保証人での取扱いも可能です。
2. 個人事業者の場合は、原則保証人は不要です。

*制度を利用するためには、出捐口が必要となります。

*担保の設定が必要となる場合があります。

ご相談、お問い合わせ

各都道府県石油組合の信用保証事業担当者

又は

全国石油協会信用保証事業部

TEL:03-5251-0460

信用保証制度の概要

保証の種類	小口運転資金	
資金使途	運転資金	
借入限度額	1給油所運営	2給油所以上運営
	3,000万円	6,000万円
保証金額	2,850万円	5,700万円
保証割合	95%	
借入期間	5年以内	
保証料率	年0.8% (特例あり)	
対象資金	1. 揮発油等の石油製品に係る仕入及び販売に要する経費 2. タイヤ、自動車関連各種部品等の仕入及び販売に要する経費 3. 給油所設備機器の導入及び更新等に付随する経費 * 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画に付随する経費を含む。(保証料率 年0.2%) 4. 地下埋設物の入換工事に伴う油漏れ等の土壌状況調査及び土壌汚染浄化工事 5. 従業員の採用、教育及び賃金の支払いに要する経費 6. 営業権等新たな経営資源の取得に要する経費、及び兼業事業の経営に要する一切の経費	

保証の種類	小口設備資金	
資金使途	設備資金	
借入限度額	1給油所運営	2給油所以上運営
	6,000万円	10,000万円
保証金額	5,700万円	9,500万円
保証割合	95%	
借入期間	10年以内	
保証料率	年0.8% (特例あり)	
対象資金	1. 揮発油販売業の事業継続に必要な用地、設備機器の導入及び更新等に要する経費 2. 地下埋設物の入換、地下タンクの漏洩防止に係る内面ライニング施工工事及び電気防食システム設置工事、精密油面計設置工事 3. 中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定を受けた揮発油販売業者が、同計画に基づき設備の取得に要する経費 (保証料率 年0.2%) 4. 経済産業省の事業再構築補助金(中小企業等事業再構築促進事業)の採択された事業計画に基づき設備の取得に要する経費 (保証料率 年0.2%) 5. その他兼業を含め、事業継続に必要な設備設置に要する経費	

保証の種類	セーフティネット資金			
資金使途	運転資金			
借入限度額	1給油所運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高3億円未満	2～5給油所運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高3億円以上～15億円未満	6～9給油所運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高15億円以上～27億円未満	10給油所以上運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高27億円以上
	1企業 2,500万円	1企業 3,500万円	1企業 5,000万円	1企業 15,000万円
保証金額	1企業 2,375万円	1企業 3,325万円	1企業 4,750万円	1企業 14,250万円
保証割合	95%			
借入期間	5年以内			
保証料率	年0.6%			
対象資金	1. 揮発油等の石油製品に係る仕入及び販売に要する経費 2. タイヤ、自動車関連各種部品等の仕入及び販売に要する経費 3. 給油所設備機器の導入及び更新等に付随する経費 * 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画に付随する経費を含む。 4. 従業員の採用、教育及び賃金の支払いに要する経費 5. 営業権等新たな経営資源の取得に要する経費、及び兼業事業の経営に要する一切の経費			